

I 理念・目的

[1] 現状の説明

<1> 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

《大学全体》

神奈川大学の建学の精神、目的、理念

本学は1928年に創立者米田吉盛によって横浜学院（翌年横浜専門学校に改称）として創立され、1949年に学制改革により神奈川大学と名称を改めた。「中正堅実」な人材を育成すべく、「質実剛健」「積極進取」を建学の精神として掲げ、「学理の研鑽に合わせてかつ其の応用力を会得せしめて実際に役立つ人物を養成する」ことを基本理念として出発した。建学の精神である「質実剛健」とは、伝統・古典を尊重し、良識を重んじ、正義を貫くという価値観を意味し、「積極進取」とは、困難な事に対して積極的に挑戦し、進歩・進化を求めていくという価値観を意味する。そして「中正堅実」とは、これら二つの価値観を深く自覚し、自律の精神と共生の視点から「探求・調和・融合」することにより、真理・本質を見極め、自主的主体性を持ち新たな価値を創造していくことを意味する。

本学は、建学の精神及び歴史と伝統を現代社会において継承するとともに、これまでの大学改革の議論と成果を踏まえ、社会の付託に応え、教育と研究とをさらに発展させるため、「質実剛健・積極進取・中正堅実」の建学の精神に基づき、真の実学を目指す伝統を踏まえ、自立した良識ある市民としての判断力と実践的能力、国際的感性とコミュニケーション能力を有し、専門的知識と技能を身につけた、自ら成長することのできる人材を養成することを目的としている。さらに、地域社会及び世界に開かれた大学として、時代と社会の付託に応えるべく、人類と社会の発展に貢献しうる研究の遂行と、その成果の社会への還元を実現することを神奈川大学の理念とし、また神奈川大学学則第1条において「神奈川大学は、学校基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）にのっとり、一般教養並びに専門学術の理論及び応用を教授研究し、識見高邁にして実践力に富む人材を育成し、文化の創造発展及び人類の福祉に貢献することを目的とする。」と定めている《資料I-1～2》。この理念を踏まえた4つの方針と、本学全体の教育目標も策定されている《資料I-3 pp.1-8》。

学校法人神奈川大学の将来構想の策定

本学園（本法人並びに本法人が設置する学校である神奈川大学、神奈川大学附属高等学校及び神奈川大学附属中学校の総称。）は、「質実剛健」「積極進取」「中正堅実」の建学の精神を出発点としてこれまで掲げてきた大学の理念を継承し、2008年5月創立80周年を機に創立100周年に向けた「学校法人神奈川大学将来構想」（以下「将来構想」という。）を策定した。将来構想の策定にあたっては、「建学の精神」を改めて確認し、今後本法人の普遍的な指針となる「使命（ミッション）」のもとに、20年後の「将来像（ビジョン）」を明確にしたうえで、諸改革実現のための「学園の基本方針」と「経営の方針」を設定した。

その後、将来構想を実現するため、学校法人神奈川大学将来構想推進委員会を設置し、委員会の下に大学部門、附属学校部門、それを支える基盤整備部門の3部門を設け、全体

の中期目標と各部門の中期実行計画を策定した。

中期実行計画では、大学部門では「教育の質の向上」「競争力のある新たな教育組織の設置」「国際化の推進」「就職支援の強化」等の11項目、附属学校部門では「のびのびとした校風と高い進学実績の維持」「地域で一番の中高一貫共学校」等の5項目、基盤整備部門では「経営基盤の強化」「3キャンパスの連携と有効活用」等の6項目を重点方針として掲げ、さらに諸施策を毎年度の実行計画として具現化し、推進している《資料I-4》。

《1 法学部》

本学部は、社会に対する深い洞察力を持ち、紛争の予防又は解決の手段としての法制度の設計とその運用の基礎的能力を備え、調和ある社会の形成と社会正義の実現に積極的に取り組む人材の育成を、教育研究上の目的としている《資料I-3 p.61》。

多様な価値観が交錯し、複雑化する現代社会にあっては、紛争の予防と解決のための手続・手段はより高度かつ専門的なものとなる。また近年、司法制度改革、介護保険制度や成年後見制度の発足、会社法制定、地方分権改革の推進、震災への緊急対応、内外の政治経済関係の変化等に見られるように、社会と政治・行政・法律制度は大きな変容を遂げつつある。本学部では、人が社会を構成し活動していくうえでのルールや制度である法律、政治、行政を教育対象とするが、それぞれの学問分野も、これらの変化に応じてより深く、高度になっていることは事実である。

このような現代社会において活躍できる人材育成を図るには、まずもって豊かな教養と国際感覚、法学、政治学について入門から応用にいたる知識の獲得を目指した教育が必要となる。そこで本学部は、全学共通の教養教育及び外国語教育と法学部の導入教育科目等を有機的に関連させることにより、幅広い教養感覚と国際的感覚を培うとともに、必要かつ十分な基礎学力を身につけることのほか、入門科目から応用展開科目まで、法的、政治的なものの考え方を順を追って体系的に身につけること、及び諸外国法と政治についての知識や理解を深めるために、諸外国の法と政治に関する科目を配置していることを、カリキュラム・ポリシーに記載している。

《2 経済学部》

本学部は、1965年に、それまでの法経学部を法学部と経済学部に分離し、I部II部ともに経済学科と貿易学科を設置したことが、その始まりである。その教育理念と目的は、2014年度の本学部の履修要覧《資料I-5 経済学部履修要覧 pp.2-3》に示しているように、「現代世界の内外の経済現象を正確に認識し、実践的に対応する能力を培うとともに、経済学・経営学及び商学の基礎学力とをバランスよく備えた専門的職業人の育成」を理念としている。そしてこれに基づいて3つの教育目標、すなわち自らの意見を表現する能力を養うこと、総合的な判断能力と思考力を持って経済社会の変化に対応できる人材を育成すること、実践的な場で専門を生かすことのできる専門知識と技能を身につけた人材を育成すること、を定めている。これらの3つの教育目標は主任会議で原案を作り教授会で審議承認されている。

《3 経営学部》

本学部は、発足以来その教育目的として「世界各国のさまざまな経営風土において活躍するために必要な教養と経営学に関する学識を身につけ、国際社会で求められる問題解決

能力とコミュニケーション能力を有する実力のある人材の育成」を掲げている（「神奈川大学経営学部規程」《資料Ⅰ-6》）。この目的を実現すべく、学部を創設して四半世紀を経た間に合計3回におよぶ教育課程の大幅な改編を行い、変化する時代の要請に機敏に対応できる態勢を整えてきている。

《4 外国語学部》

本学部は1965年に、英語英文学科とスペイン語学科の2学科からなる学部として創設され、2015年には創設五十周年を迎える。この半世紀の間に、1988年には中国語学科、2006年には国際文化交流学科が増設され、入学定員は当初の150名から450名へ、数的発展を遂げた。

本学部は外国語の実践的な運用能力を育成することを重要な教育の柱とし、多数の語学演習科目を基幹科目として設け、少人数による双方向的な教育を実施している。それと同時に、英語圏・スペイン語圏・中国語圏地域の社会や文化について深い知識・教養を身につけさせ、それらの国・地域の人々との交流促進に活躍できる人材を育成している。

2006年に増設された国際文化交流学科は、日本の文化を諸外国にむけ発信できる人材の育成をめざし、日本文化への広く深い知見、世界の文化的多様性への理解力、複数の外国語によるコミュニケーション能力を総合的に修得させることを目標としている。

2008年、これまでの教育実績と神奈川大学の教育理念に基づき、また本学部に関し全学共通科目の人文系教養科目と外国語科目担当者が所属しており、多様な専門分野の教員から構成されている利点を踏まえて、本学部の教育研究上の目的を神奈川大学外国語学部規程《資料Ⅰ-6》において次のように定めた。「本学部は、国際都市横浜に立地する学部として、外国語の実践的な運用能力を高め、諸外国の社会及び歴史等、異文化についての理解を深めるとともに、異文化間の相互理解と文化交流を行える国際的な教養を身につけた人材の育成を目的とする」（第1条の2）。

《5 人間科学部》

本学部は、学部理念・教育目標とそれに伴う人材養成について、神奈川大学人間科学部規程《資料Ⅰ-6》で、「人間の心身と人間社会に対する多角的・総合的指向を涵養し、人間環境の質の向上と、健康で心豊かな生活を保障する社会の確立に貢献できる人材を育成することを目的とする」と定めている。

こうした学部理念・教育目標は、日本社会を含む現代社会の複雑化、多様化の進展に伴う諸課題に対する教育研究上の「使命」に基づくものであり、人材養成の目的も、これらの諸課題を解決するための理解力と洞察力を有し、その技術を有する人材の育成に置いている。本学部では、これらの理念・目標を実現するため、社会を構成する「人間」に着目し、人間の「こころ」や「からだ」の発達を知り、人間の形成する「社会」を理解することに重点を置いた専門的かつ総合的な教育研究を行っている。

本学部の学部教育の理念や目標は、現代社会の要請に合致した適切なものであると考えている。

《6 理学部》

本学部は、本学の理念に加え、世界のグローバル化に対応して、現代社会で生じている諸問題を発見し、その解決方法を見出し、解決に向けて行動する力を養うために、神奈川大学理学部規程第1条の2《資料Ⅰ-6》に「学術の基礎と一般常識を身につけ、理学にお

ける専門的な知識を修得する道を通じて個を確立し、社会の中核として活躍できる人材の育成を目的とする」と、教育研究上の目的を定めている。

《7 工学部》

本学部では、細分した学科構成をとらず、工学の大きな分野ごとの学科を置いて教育を行っている。2012年以降、機械工学科、電気電子情報工学科、物質生命化学科、情報システム創成学科、経営工学科、建築学科及び総合工学プログラムの6学科・1プログラムの枠組みで教育している。

本学部は、神奈川大学工学部規程第1条の2《資料I-6》に教育研究上の目的を「本学部は、本学が規範とする教育理念の下にあつて、人間社会と自然界によりよい環境をもたらすように工学的所産を開発・活用し得る、深い専門知識と幅広い教養をも併せ持つ技術者を育成すると共に、主体性・実践力をもって社会に奉仕できる人材の育成を目的とする。」と定めている。

《8 法学研究科》

本研究科は、博士前期課程にあつては、高度の専門性と応用力に富む法的思考を身につけ、その能力、専門知識及び技術を社会の様々な領域において発揮することができる人材の育成を目的とする。また博士後期課程にあつては、法的能力、専門知識及び技術をさらに向上させ、創造性豊かな研究及び教育活動を行うことができる研究者又は社会における複雑かつ多様な需要に応え得る実務家等優れた人材の育成を目的とする（神奈川大学大学院法学研究科規程第1条の2）《資料I-7》。これらの目的を達成するため、3つのポリシーを策定し、①入学者選抜、②教育課程編成・実施、及び③学位授与、を実施してきた。

《9 経済学研究科》

1967年の開設以来、本研究科は、半世紀近くにわたり、時代状況に応じた改革を実行しながら教育を行い、多くの優れた専門的職業人や研究者を輩出してきた。現在、本研究科は「グローバル化し複雑化している経済環境」に対応した教育を行うことを目標としている。そのためには、専門領域に立脚しながらそれを超えて幅広い学問分野を学ぶことにより、広い学識と実践能力を身につけることが必要である。例えば、会計や企業経営、国際ビジネスの世界で活躍する人材にも、日本経済や世界経済、経済の歴史についての知識を持つことが求められる。こうした幅広い視野からの教育を通じて、経済学の多様な分野に関する専門知識及び応用技能を修得し、様々な領域で活躍できる専門的職業人や高度な専門能力を備えた研究者を育成すること、そして研究成果を社会に発信・公開していくことが、本研究科の理念・目的である。

《10 経営学研究科》

本研究科では、以下の目標を教育の目的に掲げ、教員及び大学院生に周知している。

本研究科の博士前期課程は、明確な目標をもち、創造性豊かな優れた研究・開発能力及び指導能力を備えた専門職業人並びに研究機関等の研究者の育成又は国際化した高度な知識基盤社会において、多様な分野で幅広く活躍し、社会の価値創造に十分な貢献が期待できる知的人材の育成を目的とする。

本研究科の博士後期課程は、確固とした信念をもち、創造性豊かな研究・開発能力及び教育能力を備えた高等教育機関の教育職員並びに研究機関の専門研究員の育成又は国際化した高度な知識基盤社会において、研究・教育機関以外の多様な社会で価値創造に貢献で

きる中核的人材の育成を目的とする。

《11 外国語学研究科》

本研究科では、外国語の高度な理解力・運用力と、言語、文化、文学、歴史、言語教育に関する専門的知識を体系的に習得させることにより、優れた自立的な研究能力と広い視野とを備えて国際的に活躍できる職業人・研究者・教育者の育成を目指している。その点は、『神奈川大学大学院履修要覧』《資料 I -8》中の本研究科の「教育研究上の目的」及び「教育目標」に明記してあるとおりである。

上記の理念・目的を実現するために、本研究科には、「欧米言語文化専攻」と「中国言語文化専攻」の2専攻を設置している。「欧米言語文化専攻」には、4つのコース—「英語教育・英語学」「英米文化・英米文学」「スペイン語圏言語文化」「比較言語文化」—を設けている。なお、この「欧米言語文化専攻」は、従前の「英語英文学専攻」を2011年度に改組充実したものである。「中国言語文化専攻」には、「言語」研究と「歴史・文化」研究の2分野を設けている。

《12 人間科学研究科》

異文化共存、少子高齢化等、複雑かつ急速に変化する現代社会が抱える問題を解決するには、人間科学を基盤として「人」の生活の質を一層高め、健康で心豊かな社会を早急に確立する必要がある。このような社会の要請に適切に応えるため、本研究科は、神奈川大学大学院人間科学研究科規程において、博士前期課程及び博士後期課程の教育研究上の目的を次のように定めている。「本研究科の博士前期課程は、人間科学の多様な分野における専門的かつ応用的思考や人間科学に関する専門知識及び技術を身に付け、現実的な問題解決能力を備えた高度な専門職業人として社会に貢献し得る、知性豊かな人材の育成を目的とする。」「本研究科の博士後期課程は、博士前期課程が目的として掲げる人間科学的思考、専門知識及び技術をさらに向上させ、優れた創造的研究及び教育活動を行うことができ、多様な社会の要請に応じて社会の価値創造に貢献し得る知的人材の育成を目的とする。」

《13 理学研究科》

1993年に創設された本研究科は、本学の理念に加え、現代社会の諸問題を解決する力、その解決方法を見いだす力及びそれを実行・実現する力を養うことを目的とするため、神奈川大学大学院理学研究科規程第1条の2に「自然科学に関する基盤知識及びその応用能力を身に付け、知識基盤社会における技術分野で中核となり得る人材、及び自然科学の進展に寄与する人材を育成する」と教育研究上の目的を定めている。

上記の目的に基づき、基礎科学知識を徹底して身につけ、その知識を基に科学・技術における諸問題に柔軟に対応しそれらを解決していける人材、すなわち、真に社会を支える基盤となる人材を育成しようとしている。この目標は、多方面の科学知識を集積し、新たな科学技術を生み出し、これを支えていくには、細分化された先端知識の詰め込みでなく、確たる基礎知識を基に問題を整理し解決する力をつけることが重要であるとの本研究科の考えによっている。本研究科の下には、情報科学専攻、化学専攻、生物科学専攻が設置され、上述した目的、目標に基づき、各専攻で、それぞれの専門分野を重点的に学ぶための教育研究上の目的、教育目標が設定されている。

《14 工学研究科》

わが国は、産業構造の変革、エネルギー・環境問題への対応、伝統技術の継承と新展開

等、従来の学術・技術に基づく知見や手法をベースにした教育・研究だけでは解決できない諸問題に直面している。そのような社会状況に応えるべく、総合的な教養の上に、高度の専門知識と専門技術を持ち、問題の解決に向けてリーダーシップをとることができる人材の育成を推進していかなければならない。そのような観点から博士前期課程では、科学技術の未来を支えるに足る工学の基礎と実践的な教育のもとに、優れた研究・開発能力を持つ研究者または高度な専門知識・能力・技術を持つ高度専門職業人の育成を目的とした。また、博士後期課程では、現代社会の新たな要請に応えることを目指した基礎的かつ創造的な研究指導のもとに、科学技術について、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者・技術者の育成を目的とした。

《15 歴史民俗資料学研究科》

本研究科は日本の歴史学・民俗学の発展を背景にして、資料学という新たな研究領域の開拓を視野に、1993年に創設された日本で初めての歴史学・民俗学に関する資料学研究科である。そのため、①歴史・民俗資料を適切に扱う技法とそれを分析する能力、②資料の調査・収集・修復・保存の実践的能力、③地域社会での文化活動・文化保存活動を担当できる幅広い知識の獲得を通して、日本社会に貢献することを本研究科の理念・目的としてきた。この目的に対し、より効率的に対応するために本研究科は、設立母体である神奈川大学付置日本常民文化研究所を主な基礎として、本大学において初めて特定の学部に基づいて置かず、全学部・研究科教員の協力により開設・運営されている。

また、本研究科は神奈川大学日本常民文化研究所（以下、「日本常民文化研究所」という。）の連携のもとに教育が進められていることも大きな特徴である。2003年から文科省の21世紀COEプログラムに指定された「人類文化研究のための非文字資料の体系化」の成果を継承し発展させるために2008年に非文字資料研究センターを設立、さらには、日本常民文化研究所が人文学及び社会科学の国際共同研究拠点として文部科学省から認められたことにより、2009年に国際常民文化研究機構を設置し、これら研究機関と連携して本研究科の教育に当たっている。

《16 法務研究科》

本研究科は、「高度の専門性をもつ法曹となるために必要な深い学識と卓越した能力を培うこと」を目的として掲げ、「多様化する地域社会に密着して市民生活を支援できる法曹の養成」を教育目標として設定している。また、こうした教育目標については、「地域に根ざした法曹」「国際化に対応できる法曹」及び「地域行政に通じた法曹」という標語で示されている。